

副本

平成25年（行ウ）第13号

玄海原子力発電所3号機, 4号機運転停止命令義務付け請求事件


原告 石丸ハツミ ほか383名

被告 国

訴えの変更申立てに対する答弁書

平成29年9月8日

佐賀地方裁判所民事部合議2係 御中

被告訴訟代理人 竹野下 喜 彦 

被告指定代理人 多 田 真 央 

齊 藤 雅 彦 

桑 野 博 之 

高 崎 裕 介 










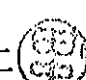




吉 永 隼 人 

豊 田 勝 巳 


稲 口 匡 直 

田 中 玲 子 

高 橋 正 史 

小川 哲 兵   
大城 朝 久   
矢野 諭   
仲村 淳 一   
海田 孝 明   
井藤 志 暢   
大野 佳 史   
種田 浩 司   
豊島 広 史   
谷川 泰 淳   
羽田野 誉   
小野 祐 二   
西崎 崇 徳   
小山田 巧   
荒川 一 郎   
中川 淳   
止野 友 博 

木原昌  二  
山田創平  平  
片野孝幸  幸  
村上玄  玄  
照井裕之  之  
岡本肇  肇  
正岡秀章  章  
皆川隆一  一  
角谷愉貴  貴  
田尻知之  之  
大塚恭弘  弘  
大浅田 薫  薫  
岩田順一  一  
鈴木健之  之  
野田智輝  輝  
佐口浩一郎  一郎  
佐藤雄一  一  
藤原弘成  成

藤原弘成 

被告は、原告らの2017年（平成29年）7月12日付け訴えの変更申立書による訴えの変更に対し、以下のとおり、請求の趣旨に対する答弁をし（後記第1）、本案前の答弁の理由を述べ（後記第2）、原告らの同月14日付け準備書面(11)（以下「原告ら準備書面(11)」という。）における訴えの変更後の請求の原因に対する認否をする（後記第3）。

なお、略語等の使用は、本書面において新たに定義するもののほか、従前の例による。

## 第1 請求の趣旨に対する答弁

### 1 本案前の答弁

- (1) 本件各訴えをいずれも却下する
- (2) 訴訟費用は原告らの負担とする

### 2 本案の答弁

- (1) 原告らの請求をいずれも棄却する
  - (2) 訴訟費用は原告らの負担とする
- との判決を求める。

## 第2 本案前の答弁の理由

- 1 九州電力は、本件各原子炉施設について、平成25年7月12日付けで設置変更許可の申請（原子炉等規制法43条の3の8）をし、原子力規制委員会は、平成29年1月18日付けで、本件各原子炉施設の設置変更許可処分（以下「本件設置変更許可処分」という。）をした。

これに対し、原告らは、本件各訴えにおいて、本件各原子炉については、原子炉等規制法43条の3の6第1項4号が定める基準である設置許可基準規則4条3項、37条2項及び55条に適合しておらず、本件設置変更許可処分は違法である旨主張し、上記処分の取消しを求めている（原告ら準備書面(11)第

- 1・2ページ) ところ、本件各訴えが適法であるためには、原告らが上記処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者(行訴法9条)と認められること(原告適格)が必要である。
- 2 処分の取消しを求めるにつき「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者をいい、当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、このような利益もここにいう法律上保護された利益に当たり、当該処分によりこれを侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者は、当該処分の取消しの訴えにおける原告適格を有するというべきである。
- 3 そして、被告第1準備書面第1の3(2)ないし(4)(9ないし13ページ)において主張したとおり、原告適格を基礎づける事実については、原告らが主張立証責任を負うところ、原告らは、この点について、具体的な主張立証をしていない。また、被告第5準備書面第1ないし第4(5ないし39ページ)及び同第7準備書面において主張したとおり、原告らが指摘する公衆の被ばくに関する実効線量を年間1ミリシーベルトとするICRP勧告は、原告適格の判断基準とはならず、本件シミュレーションや本件資料は原告適格を論ずる上で参考となるものではない。

したがって、原告らに原告適格を認めることはできず、本件各訴えは不適法である。

### 第3 訴えの変更後の請求の原因(原告ら準備書面(11))に対する認否

#### 1 「第1 はじめに」(2ページ)について

本件各原子炉が原子炉等規制法43条の3の6第1項4号が定める基準である設置許可基準規則4条3項、37条2項及び55条に適合しておらず、本件

設置変更許可処分が違法である旨の主張については、争う。

その余は、認否の限りでない。

2 「第2 当事者等」(3及び4ページ)について

(1) 「1 原告ら」(3ページ)について

本件各原子炉施設の所在地は、認める。

原告らの居住地は、知らない。

その余は、争う。

(2) 「2 被告国」(3及び4ページ)について

ア 「(1)」(3ページ)について

認める。

なお、昭和59年に本件各原子炉施設に係る設置変更許可処分を行った当時の主務大臣は、通商産業大臣である。

イ 「(2)」(3ページ)について

認める。

なお、正確に言えば、「原子力利用」は「原子力の研究、開発及び利用」であり、「原子力利用に係る規制」は「確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定し、又は実施する事務（原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制に関すること並びに国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関することを含む。）」である。

ウ 「(3)」(4ページ)について

認める。

(3) 「3 訴外九州電力株式会社」(4ページ)について

「電気事業」を電気事業法に定める一般電気事業と解した上で、認める。

なお、電気事業「等」の部分については、その内容が不明確であるため、

認否できない。

3 「第3 原子力発電所の概要と発電用原子炉に関する規則」(4ページ)について

「(5) 小括」の内容は、おおむね認める。

その余は、被告第1準備書面第2の3(14ないし21ページ)における認否のとおりである。

4 「第4 処分取消訴訟の訴訟要件, 主張立証責任の考え方について」(4及び5ページ)について

(1) 「1 処分取消訴訟の訴訟要件」(4ページ)について

認める。

(2) 「2 原告適格」(5ページ)について

否認ないし争う。

その理由は、前記第2のとおりである。

(3) 「3 訴えの利益」(5ページ)について

原告らの居住地は、知らない。

その余は、争う。

(4) 「4 処分性」(5ページ)について

認める。

(5) 「5 出訴期間の遵守」(5ページ)について

認める。

(6) 「6 主張立証の考え方について」(5ページ)について

伊方最高裁判決の判示内容は、認める。

その余は争う。その理由は、被告第5準備書面第5の1(3)イ(42及び43ページ)において主張したとおりであり、伊方最高裁判決が前提とした証拠(資料)の偏在は、現在においては、もはや存在せず、伊方最高裁判決の主張立証責任に関する判示部分の射程は本件に及ばず、行政庁の判断に不



合理的な点があること等の原告らの各請求に係る請求原因事実の主張立証責任は、原告らが負うものと解するべきである。

5 「第5 本件各原発が設置許可基準規則4条3項に適合しないこと」(6ページ) について

否認ないし争う。

その理由は、被告第3準備書面第2, 同第6準備書面, 同第8準備書面, 同第11準備書面及び同第13準備書面における主張のとおりである。

6 「第6 本件各原発が設置許可基準規則37条2項, 55条に適合しないこと」(6ページ) について

否認ないし争う。

その理由は、被告第9準備書面, 同第10準備書面, 同第12準備書面及び同第14準備書面における主張のとおりである。

7 「第7 結論」(6ページ) について

争う。

以 上